

- ◇東堂太郎のたたかいを現在に生かす (6月29日第6回例会報告) 1
- ◇「第六部 迷宮の章」の報告を担当して (渥美博) 3
- ◇「資本の意志」が貫徹されることの意味について (飯島聡) 4
- ◇講座第三期への積極的なご参加を! 6

東堂太郎のたたかいを現在に生かす

——『神聖喜劇』のアクチュアリティを問う渥美博さんの報告

HOWS 連続講座「大西巨人『神聖喜劇』を読む」第2期第2回(通算第6回)は、2019年6月29日(土)に開催されました。「第六部 迷宮の章」を対象に、HOWS 受講生の渥美博さんが報告を担当しました。渥美さんの報告は、「第六部 迷宮の章」を中心に、東堂太郎のたたかいを現在に生かす方法を探るものでした。

「第一 法」で東堂は、天皇を不動の最上法源とする戦時下の社会を、ブルジョワ法治主義以前(以下)の特殊な法治主義であると分析しました(第三巻、258~259頁)。渥美さんの報告では、天皇主権から国民主権に変わった戦後社会においても、三権分立の形骸的なあり方に代表されるように、ブルジョワ法治主義以前(以下)と称すべき実態があることが指摘されました。戦前、戦後を貫くブルジョワ法治主義以前(以下)の実態の原因は、「資本の意志」ともいうべき資本主義社会の非人間性に存するのではないか、という渥美さんの問いかけは、合法闘争の可能性と限界を考えるためにも踏まえるべき要所であると思われます。この点に関して、意見交換では、「国家の意志」と「資本の意志」とのズレや、両者が衝突する可能性の有無などが問われました。

「第二 奇妙な問の狂言」では、中学時代を中心に、東堂の教養の形成過程が描かれています。連想のきっかけとなる生源寺とのやりとりでは、『田能村竹田全集』をめぐって江馬細香のことが話題となります。渥美さんの報告では、東堂の親炙する田能村竹田や江馬細香が、維新に先行する変革思想の持ち主であったことが示されました。それを踏まえたうえで、同じような儒学思想の教養の持ち主であるはずの村上少尉が、東堂と真逆の道を選んだことが改めて問題となりました。

また東堂はこの章で、トーマス・マンに共感しながら、「(真正の) 芸術家」は、先天的に「習俗的であることの悦楽にたいする内密にして激烈な憧憬」と「習俗的であること(の悦楽)にたいする(一抹の) 軽蔑」をともに抱懐せざるを得ない、と述べました(第三巻、311頁)。東堂の芸術家論について、渥美さんは、習俗的なものを「拒絶」するとともに、「憧憬」している点に積極的な意義を見出しました。習俗的なものを「拒絶」するだけでは、厭世的な人物になりかねません。東堂の「憧憬」は、アンビヴァレントな志向を含みつつ、習俗的・世俗的な社会へと関心を注ぎ続ける動機であり、社会変革への意志と地続きとなっています。渥美さんの指摘は、東堂(ひいては大西巨人)の感受性と変革への意志との関係性を捉えるうえでとても重要であると言えるでしょう。意見交換では、東堂の習俗性にたいする意識が改めて問題となり、世情のなかの古い思考に異議を述べ、それを超えて行く役割を、東堂は、芸術に求めているということが確認されました。

「第五 偏見の遠近法」では、室町、村田、曾根田の「特殊部落」にたいする「人種起源説」的な見方が問題となります。これに対し、東堂は、「特殊部落」にたいする「人種起源説」の妥当性が学問的・実証的に証明されたとしても、それは「特殊部落(民)」にたいする差別を正当化する根拠にはならない、と考えます(第三巻、443頁)。渥美さんは東堂の考えを応用し、天皇の「万世一系」が実証的・学問的に証明されたとしても、それは天皇制を正当化する根拠にはならない、という論理を示しました。これは『縮図・インコ道理教』(太田出版、2005年8月)における「ある状態が長期間存続した、ということは、「その卓越性・有意義性・有益性の証明」ではありません」(26頁)という見方とも繋がるものです。人種や血筋、あるいは伝統や習慣などの一般性をよりどころにした思考や無意識を打破し、より論理的かつ客観的なものの見方を得るためには、自身の判断基準を絶えず点検する必要がありますでしょう。『神聖喜劇』のなかでも大きな分量を占める東堂の周到な内省は、その実践的なあり方としても参考になるはずです。また渥美さんは、天皇制の非立憲性を実証的に批判することの有効性を認めつつ、一方で立憲的な天皇制を肯定・擁護してはならないという原則を示しました。人権の平等を追求する立場から、天皇制とそれを内部に組み込み続けてきた日本の近代資本主義社会を揚棄しなければならないとする渥美さんの主張は、差別をめぐる課題の大きな見取り図とともに、あらゆる差別を批判するために立脚すべき普遍的な足場を示しています。意見交換では、生源寺の『「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず。」じゃないか』(第三巻、437頁)という発言に関連して、大西巨人の福澤諭吉評価が探られました。

「第六 朝の来訪者」では、柿本伍長、我妻宗行、片桐伍長など、さまざまな転向者が登場します。渥美さんは、彼らの転向のあり方を検討しつつ、戦時下の閉塞状況における抵抗の可能性の問題を提示しました。また、天皇主権、治安維持法による戦前の閉塞状況に対して、現在は、巨大に発達したマスコミの情報操作がもたらす閉塞状況が存在するという分析を示しました。その分析は、『神聖喜劇』のたたかいを現在に生かすためにも意義があると言えます。渥美さんの報告と意見交換を通して、『神聖喜劇』の今日的な意義を探る議論がますます活発になってきたという印象を受けました。

なお、報告者の渥美博さんから、報告を終えての感想を、また、参加者の飯島聡さんから印象記を寄せていただきました。いずれも、当日の議論のより一層の展開を試みたものです。ぜひ、ご一読ください。

「第六部 迷宮の章」の報告を担当して

渥美博 (HOWS 受講生)

若い世代が中心の報告者の中に組み込まれ、多少の戸惑いはあったが、ほぼ一ヶ月におよぶ準備期間を含めて充実した時間をもつことができた。

三〇数年ぶりの『神聖喜劇』再読である。日本の革命文学史上に忽然と登場した東堂太郎という希有な人物を掘り下げる作業は閉塞の時代を生きるわれわれにとって、希望を手に入れるために必要不可欠なことであると痛感した。

東堂は幼児期から四書、春秋の素読を父親から授けられて育った。その儒学の素養の上に少年期からの欧米の近代文学・思想の摂取が重なる。さらに青年期のマルクス主義との出会い、それへの確信。時代の悪化が東堂の実践の可能性を奪い、東堂を「我流虚無主義」へと落とし込む。

東堂が軍隊内で食卓末席組(村崎一等兵も含む)の民衆的な兵士と触れることによって東堂のなかに

実践への可能性の光がかすかに見えてくる。「我流虚無主義者」東堂が「鱒の齒軋」の抵抗闘争に立上っていく。民衆兵士の蒙昧さと楽天性からくるある力強さ。東堂は彼らの蒙を啓く（それは同時におのれの思想の厳密さの追求でもある）と同時に彼らの楽天性に勇気づけられ彼らから学んでいく、相互の関係である。それはまさしく革命運動における前衛と大衆のありようを描いている。

幕末から維新にかけて百姓一揆は未曾有の規模で発生した。時代の潮流の表舞台に立つことはなかったとはいえ、時代を最底辺で動かしていたのはまぎれもなく百姓たちであった。しかし、かれらは文字を持たなかった。あるいは文字を十分に駆使できるほどではなかった。かれらの思想を形あるものとして後世に残すことはなかった。食卓末席組の民衆兵士は幕末維新期のたたかう百姓たちの伝統を継ぐものと考えられるかもしれない。

『神聖喜劇』は軍隊という特殊な世界を描きながら、近代日本社会の一般的特質を色濃く描出している。戦後に日本国憲法が施行され、天皇主権は国民主権となり、臣民は国民に変わったが、敗戦後七〇数年を過ぎてもなお国民のなかに臣民的、非国民主権的要素は多分に息づいている。「お上」に弱い天皇礼賛、権力の不正義を糾すのに他の権威を頼もうとする「水戸黄門」的メンタリティ、これらを総じて奴隷根性という。横道にそれてしまったが、『神聖喜劇』を読むことは現代社会について考えることに他ならないと言いたかったのである。四点に絞った報告もそのような意図に基づいて行った。

・第一 法 「不動の最上法源」

東堂は軍隊内の不条理とたたかうのに「法」を盾に合法闘争を展開する。しかし、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。」（「軍人勅諭」）が「不動の最上法源」として厳存する限り、「法」をささえているものはブルジョワ法治主義ですらなく、それ以前、以下の特殊な法治主義であることを東堂は厳しく認識している。東堂は「鱒の齒軋」の合法闘争がいつかは破綻することを予感している。天皇主権から国民主義に変わった戦後社会にブルジョワ法治主義（＝三権分立＝司法の独立）はあったか。最近でいえば辺野古埋立中止の沖縄県の訴えに対する司法判断、朝鮮学校を授業料無償化の対象外としたことなどなどへの司法判断をみると、現在でもブルジョワ法治主義の背後に「不動の最上法源」が存在すると考えざるをえない。

・第二 奇妙な問の狂言 竹田と細香

田能村竹田と江間細香をめぐる人たちの交遊関係。そこから浮かび上がってくるものは、幕末維新に先行する人物たちの儒学の変革思想の側面。東堂がそれらの人物に寄せるシンパシー。村上少尉も東堂と同じような儒学思想の持ち主であるはずなのに、二人はなぜ真逆の道を歩むことになったのか。

江間細香、トニオ・クレーゲル、明石海人、透谷、一葉、啄木、漱石。習俗的であることへの「拒絶」と「憧憬」。「拒絶」だけであればしょせん厭世家になるだけである。そこに同時に「憧憬」があるからこそ習俗的、世俗的な社会への変革の意志が芽生えてくるのであろう。「文学に趣味的、中途半端に手を出すな。命懸けで取り組み」ということ。文学者、芸術家の宿業と覚悟。

・第五 偏見の遠近法 差別の多重構造

身分制社会の残滓としての部落差別、それは近代になっても払拭されずに人民を分断支配するためのツールとして再生産されてきた。印判屋室町が「おれたちが、なんぼ手職の人間じゃちゅうても、四つか何かじゃありやせず」と「天を仰いで唾する」。信頼する共にたたかうべき仲間から差別的な言葉が発せられることは間間ある。現在では天皇制や民族差別について語られることが多い。東堂と生源寺は彼らの差別的な言辞に丁寧に用心深く反論する。東堂の口から思わず（普段は使っていない）博多弁が飛び出す。東堂が人間関係の中で構えている垣根が取りはらわれ、印判屋室町や床屋村田たちとの間に「腹を割った」関係性が出現する。インテリゲンチヤ東堂と職人室町・村田たちとの間に「平場」の関係が

築かれることに注目したい。

東堂の反差別論を昨今の天皇制論議に敷衍して考えると、「世情の現実性（天皇制を圧倒的多数の人々が支持している現状―筆者）を人は、（単純性急には）否定も無視もすることはできない」から、天皇制の非立憲性、非合理性を実証的に科学的に批判することは必要である。だからといって立憲的な君主制を肯定、擁護することであってはならない。「人は生まれながらに平等である」の立場に立って天皇制を擁する差別社会からの脱却を果さなければならない。さらに日本の近代資本主義社会は出発当初から今日まで天皇制を社会の内部に組み込み一体となって特殊的にその歩を進めてきた。特殊日本において、天皇制を廃する運動は必然的に資本主義を止揚する方向に行かざるをえないのではないだろうか。

・第六 朝の来訪者 さまざまな転向者

悪質な転向者片桐伍長。柿本伍長と我妻宗行、植村一等兵などさまざまなタイプの転向者と彼らを転向に追い込んだ時代的背景について年表を作成して報告した。

戦時下でも細々であったが労働者・農民の抵抗闘争が存在した。文学の方面での宮本百合子、中野重治の奮闘、『文化組織』に依った花田清輝たちの巧妙なたたかい。東堂たちの「鱒の歯軋」も孤立無援であったが絶無ではなかったこうした一連の戦時下闘争のひとつであったと考えることができる。階級闘争の不毛な現代を生きるわれわれにとって教訓的である。

「資本の意志」が貫徹されることの意味について

飯島聡（HOWS 受講生）

私は、6月29日に開催されたHOWS連続講座（第2期第2回「第六部 迷宮の章」）の質疑応答の際に、報告者の渥美博さんに次の質問をした。それは、渥美さんの報告レジュメにある『『不動の最上法源』は戦前、戦後を貫いて、実は『資本の意志』ではないですか』という記述についてさらに説明を求めたものであった。すなわち、確かに日本の近代化の過程のなかで自らの利潤の極大化を求めて動く「資本の意志」が貫徹されてきた。ただ、「資本の意志」とは別の行動原理によって突き動かされた「国家の意志」というファクターも存在していて、それが「資本の意志」と“呉越同舟”的に随伴する場面もあれば、逆に衝突する場面もあるのではないかと、という趣旨の質問であった。

この質問に対して、渥美さんから丁寧な説明をいただいた。私の頭で理解したところでは、天皇制国家は明治維新以降の殖産興業政策による資本制的生産体制の成立過程で噴出した様々な矛盾をカモフラージュして糊塗し、不満の高まりを契機に団結しようとする労働者人民をばらばらにして分断統治するために苦心した。日本の支配層は天皇制をそのための道具として利用してきた（支配層の内実は、藩閥政治家から政党政治家、そして軍人政治家へと移り変わっていくが）。日本の近代化の歴史を振り返ると、貫徹しているのは「資本の意志」だ、というものであった。

ところで、私は次のように認識している。すなわち、広く知られているように、資本は資本主義制度の成立過程で多くの人々を機械・道具や土地などの生産手段から引き剥がして労働力商品の所持者としての賃金労働者へと同一化させていく役割をはたした。ちょうどどこから切っても同じ顔かたちになっている金太郎飴のように、人々を同じ相貌をした賃金労働者の群れに変えてしまうことこそが、「資本の意志」に貫徹された“成果”のひとつだったのではないかと。資本は、良かれ悪しかれ、人々と村落共同体とを強固に結んでいた紐帯を切断させてしまう。血縁、地縁、職業や身分・社会的地位などのさまざまな縛り（それは後述するように、国家が必要としているものだろうが）から人々をたとえ建前であっ

ても“解放”させないまま工場の門をくぐってもらっては、剰余価値生産に支障が生じるため、工場主や資本家にとっては困ってしまう事態となるであろう。

他方、「国家の意志」の存立基盤は、資本とは逆に、国土（領土）に散らばる様々な村落共同体の頂点に立つ暴力独占機関として人々の差別意識や身分意識などを温存させることに存するであろう。それが国家としての権力の源泉となっているのではないか。「資本の意志」と「国家の意志」が対立する場面とは、たとえば国家の権力の源泉のひとつである身分制度を資本が打ち倒す事態、つまり資本が画一化された賃金労働者を多量に生み出すことで結果として国家の存立基盤を掘り崩してしまう事態があるのではないかと私は想像する。

ただ、原理的な一般論に傾きすぎた嫌いがあるのかもしれない。物事をもっと歴史に即して見る必要もあろう。しかも、私は「国家の意志」についての自分の定義が混濁していて考察が不十分であるという難点は自覚している。国家とは何か。その原理的な把握が私のなかにきちんとなされていない。国家は支配階級の道具にすぎないのか、それとも階級間の妥協の産物なのか、あるいは人民の合意による人民中心の社会を成り立たせるために有効活用できる手段となるのか。そもそも国家は諸階級や資本から一定の距離を保つだけの自律性をもった存在といえるのか。

もっとも、「資本の意志」と「国家の意志」の両者は、私が想定している以上にもっとバランスよく渾然一体化されたものとして機能しているのかもしれない。たとえば、昨今の新自由主義の跳梁のように、国家の枠組みを超えてグローバルに資本の活動を展開するための「民」営化・規制緩和を国家の強権のもとでおこなう事例が挙げられる（国家不要の市場競争を不自由なくおこなうための環境づくりのために国家を必要するという逆説）。また、資本と国家が衝突するケースとして、現代の福祉国家のように、社会的弱者を保護する所得再分配政策として、（個別）資本に対して剰余価値削減という譲歩を強要する社会保障政策や失業対策や教育行政などを展開する場合も考えられる。しかし、よく言われていることであるが、それらの社会政策も「社会主義革命を阻止し資本主義体制をなんとかしてでも維持しなければならぬ」という窮余の一策のもと、資本と国家とのあいだに暗黙の了解があって実施されたことなのかもしれない。あるいは、国家が植民地におけるそれぞれの国家と結びついた資本の利益を保護するという国策のもと帝国主義戦争を展開するケースもいまだに優れて現代的な課題であろう。

そう考えると、本質的にも歴史的にも、「資本の意志」と「国家の意志」の両者は明確に分けられるものでもなく、お互いにもちつもたれつのあることのほうがはるかに多いのかもしれない。そればかりか、資本主義体制下では国家が制定する法は形式的には資本家階級と労働者階級とが対等な合意のうえに制定されたかたちをとりつつ、実質的には法という暴力を背景に資本家階級が労働者階級を一方的に搾取・収奪する構造を築くという、資本と天皇制国家との共犯関係を考えれば、「不動の最上法源」は実は「資本の意志」だというブルジョア法治主義についての渥美さんの指摘も納得できる（私はブルジョア法治主義とは「資本の意志」と「国家の意志」との結合体であると考えているが、その理解に渥美さんも同意してくれるのではないかと思う）。

肝心の『神聖喜劇』の中身からだいぶはずれてしまった。『神聖喜劇』では、『兵器（武器）』の独占的確保掌握にたいする支配権力の熾烈な執着心（すなわち民衆が『兵器（武器）』をいくらかでも確保掌握することにたいする支配権力の多大な嫌悪ないし恐怖）（光文社文庫版第三巻 p257）が支配権力の法思想の淵源にあることを見抜く東堂太郎の慧眼が描かれている。ここでの「支配権力」の主内容は「資本の意志」と「国家の意志」のアマルガム（合金）によって構成されているという理解が、東堂の前に立ちはだかる「支配権力」の正体（行動原理）を見抜き思想的にも乗り越えていくための一助となるのではないかと私は期待する。

講座第三期への積極的なご参加を！

HOWS 連続講座「大西巨人『神聖喜劇』を読む」、9月21日の山本恵美子さんの報告をもって第二期が終了します。次期は、いよいよ第4巻「第七部 連環の章」後半、第5巻「第八部 永劫の章」へと進んでいきます。作品の終盤、「模擬死刑の午後」における冬木二等兵の非戦の決意表明ほか、重要な場面を読み解きながら、作品全体をも見渡し、今日的意義を考えていきます。みなさんの積極的なご参加を呼びかけます。また、関心のある周囲の方にもぜひお進めください。